

経営継続支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響で、売上が減少した
市内の中小・小規模事業者のうち、前年同月比で
30%以上50%未満減少している事業者を支援します。

支援内容

- ① 1事業者につき、10万円を給付
- ② 業務用水道料金・下水道使用料を2か月分減免

支援対象者

市内に主たる事業所がある中小・小規模事業者

《法人》

- 苫小牧市内に主たる事業所があり、法人税の納税地が苫小牧市であること。
- 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。
定めがない法人の場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。

《個人》

- 苫小牧市内に住所を有している又は令和元年度所得税の納税地が苫小牧市であること。

給付要件

- 令和2年3月までに創業した事業者で、今後も事業を継続する意思があること。
- 令和2年1月から12月までの期間のうち、申請日の属する月の前月までにひと月の売上が前年同月比で30%以上50%未満減少した月があり、50%以上減少した月がひと月も無いこと。
※令和2年1月～3月に創業した事業者は、創業月～3月の月平均と比較する。
- 申請日において国の持続化給付金、市の中小事業者持続化支援金を申請していないこと。
- 苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例(平成27年苫小牧市条例第33号)に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者等に該当しないこと。

【申請期限】 令和3年2月26日(金) ※消印有効

【申請先】 〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号

苫小牧市緊急経済対策給付金室 経営継続支援金担当

※ 郵送申請を基本とします。郵送が困難な方は窓口にご相談ください。

※ 簡易書留や一般書留、レターパックプラス(郵便物の追跡が可能で、配達時に受取確認がされるもの)で郵送

【問合わせ】 0144-32-6445 8:45～17:15(平日)



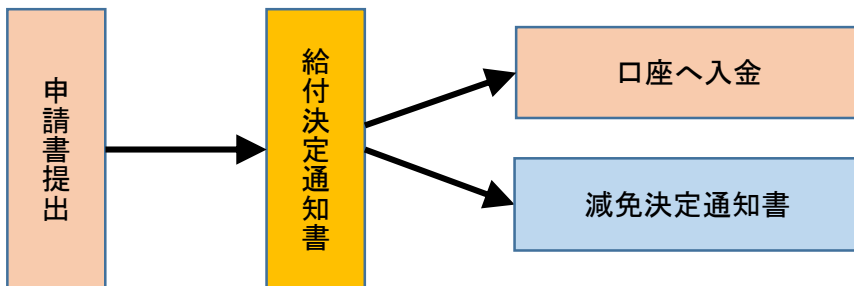
必要書類

- 1 申請書兼誓約書 市ホームページ(お問い合わせ先に記載したQRコード)で御確認ください。
※ 申請書類は、市役所でも配布します。
- 2 市内に主たる事業所があることがわかるもの
 - 【法人】・確定申告書の写し(別表一、法人事業概況説明書(表裏2枚))
※ 確定申告書の納税地が市外の場合は、履歴事項全部証明書又は定款(本店所在地が記載されたページ)の写しも添付
 - 【個人】・確定申告書の写し(第一表、所得税青色申告決算書(2枚))
※ 確定申告書がない場合は「納税証明書」、「個人事業の開業・廃業等届出書」の写しなど
 - ・本人確認書の写し(運転免許証、パスポート、保険証等)
- 3 申請書に記入した任意の1か月間の売上が分かる帳簿等の写し
- 4 通帳の写し(経営継続支援金の振込先/金融機関名、口座番号、口座名義人が分かるページ)

対象外業種

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者。
- 政治団体
- 宗教上の組織若しくは団体
- 国、法人税法別表第一に規定する公共法人
- 支援事業の趣旨、目的に照らして適当でないと市長が判断するもの

支援の流れ



- 申請書を提出いただくと、経営継続支援金(以下「支援金」という)と業務用水道料金・下水道使用料減免を決定します。
- 複数店舗を経営している事業者は、支援金は10万円ですが、業務用水道料金・下水道使用料減免は本市と給水契約がある全店舗に適用します。
※申請時に提出いただいた系列店舗届に記載の店舗を対象とします。
- 申請書提出から口座へ入金までの期間は、添付書類等に不備が無ければ10日間程度となります。業務用水道料金・下水道使用料の減免は、支援金の給付決定後に確定した料金について、減免決定通知書が送付されます。
- 支援金の給付決定後にひと月の売上が前年同月比で50%以上減少し、国の持続化給付金を申請した場合でも、決定取消となる事はありません。